

南区役所管内道路清掃業務委託特記仕様書（南区）

1. 作業の概要

- (1) 岡山市（以下「甲」という。）は道路の機能及び美観の保持を目的として実施する路面清掃作業（以下「作業」という。）を、受託者（以下「乙」という。）に委託する。
- (2) 作業は、主として路面清掃車により行う。
- (3) 路面清掃車は、乙が保有する車両を用いる。
- (4) 乙は、路面清掃車を使用する作業を開始するにあたり、自動車損害賠償保険（任意保険）に加入しなければならない。自動車損害賠償保険（任意保険）の保険料は、乙の負担とする。
- (5) 年間の作業回数は、見積参考資料の回数を基本とし、路面の状況により適切な頻度で実施する。
- (6) 雨天のときは、極力作業を行わないこととする。

2. 作業の実施

作業は次により実施するものとする。

- (1) 作業の範囲は、車道・路肩・中央分離帯の清掃を基本とする。
- (2) 作業班は、機械作業班により編成する。
- (3) 作業班は、土砂等が集水柵・側溝・排水管等に落ち込まないように細心の注意を払い、落ち込んだ場合は速やかに除去するとともに、もの（塵芥等）の種類にかかわらず、すべてを收拾し処理する。
- (4) 清掃作業において、路面清掃車のみである。
- (5) 路面清掃車の清掃速度は、6.0km/h以下で実施すること。
- (6) 作業班は梅雨前や落葉の時期には下記の作業を指示することがある。
 - ・歩車道境界ブロック歩道側の堆積土の除去。
 - ・歩車道境界ブロックの排水穴及び排水管の状況の確認、清掃。
- (7) 集積した土砂等の処分は、すべて乙の責任において行う。
- (8) 甲は、歩道の清掃及び簡単な除草を指示することがある。

3. 注意事項

作業に当たっては、次に注意するものとする。

- (1) 交通及び作業員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 一般通行の支障のないよう注意し沿道住民に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 作業の実施に伴い、長期間にわたる通行の制限又は禁止（片側通行等）の必要がある場合は、乙は事前に甲に届け出てその指示に従う。

4. 作業の計画

- (1) 乙は作業の実施に先立ち、作業区間の道路構造、道路付属物、占用物件、地域の実情等を十分に調査し、「作業計画書」を作成する。
- (2) 乙は月毎の「路面清掃作業月間計画表」を作成し、前月の最終日までに甲に提出して承諾を得る。
- (3) 甲は、付近の通行規制状況及び直営作業の計画等を考慮し、「路線清掃作業月間計画表」の変更を指示することがある。

(4) この作業計画の作成に当たっては、下記事項に留意する。

- ①通行の制限または禁止(片側通行等)を伴う作業は、できる限りまとめて同時期に実施する。
- ②交通及び作業員の安全確保に十分配慮し、安全対策を検討する。
- ③作業時間帯は、当該地域の実情に合ったものとする。

5. 作業の報告

- (1) 乙は、毎月の作業内容について、「路面清掃作業月報」を作成し、3ヶ月毎に甲に提出する。
- (2) 乙は、「路面清掃作業月間計画表」を変更して作業を行った場合、又は毎日の作業内容について特に報告する事項がある場合は、「路面清掃作業月報」を作成し、速やかに甲に提出する。
- (3) 乙は、作業状況の写真を撮影して、「路面清掃作業月報」に添付するものとする。
- (4) 作業状況写真には、作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。
- (5) 作業中の写真には、路面清掃車を入れて撮影すること。
- (6) 黒板に作業日(年月日)・回数等を記入してあること。
- (7) 集積した土砂等の処分にあたり、処分の伝票を提出すること。
- (8) 乙は、処分状況の写真を撮影して、「路面清掃作業月報」に添付するものとする。

6. その他

- (1) 作業が完了したにもかかわらず、路面に土砂等が残っている場合は、甲は乙に作業のやり直しを指示することができる。
- (2) 上記の作業のやり直しに係る費用は、すべて乙の負担とする。

7. 緊急処置等

- (1) この委託内容に含まれない作業で、甲から緊急処置の要請があった場合、乙は速やかに出動してその処置に当たるものとする。
- (2) 乙は、緊急時の連絡先、連絡者、所在地を明らかにするため、これらの資料を予め作成し、甲に提出して承諾を得るものとする。

8. 疑義

乙は、業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその指示に従わなければならない。

9. 委託料の支払方法

委託料は、3月ごとの支払いとする。

1回ごとの支払額は契約金額を4で除して得た額とするが、当該額に1円未満の端数が生じるときは最後の支払回に支払うものとする。